

真庭北部クリーンセンター稼働停止に伴う

清掃等業務に係るプロポーザル審査委員会の設置

(設置)

1. 真庭北部クリーンセンター稼働停止に伴う清掃等業務を委託する事業者をプロポーザル方式により選定するに当たり、その手続を厳正かつ公平に行うため、真庭北部クリーンセンター稼働停止に伴う清掃等業務に関するプロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

2. 審査委員会は、真庭北部クリーンセンター稼働停止に伴う清掃等業務プロポーザルに関する次に掲げる事項について審議し、経過及び審査結果を市長に報告する。

- (1) 提案書等提出された書類の審査
- (2) プロポーザルの評価及び委託事業者の選定
- (3) その他委託事業者の選定に関し必要な事項

(組織)

3. 審査委員会は、生活環境部長、環境課長、環境課資源循環対策室長、旭水苑所長、真庭北部クリーンセンター所長、クリーンセンターまにわ所長をもって組織する。

(会長)

4. 審査委員会に会長を置き、生活環境部長をもって充てる。

- (1) 会長は、審査委員会を代表し、会務を総理する。

(2) 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

5. 審査委員会の会議は、会長が招集する。

(1) 審査委員会の議長は、会長がこれに当たる。

(2) 審査委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(意見等の聴取)

6. 会長は、必要があると認めるときは、審査委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

7. 審査委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(審査結果の公表等)

8. 審査委員会は、非公開とし、審査委員会における審議結果は、委託事業者を選定した後に公表する。

(庶務)

9. 審査委員会の庶務は、真庭北部クリーンセンターにおいて処理する。

(設置期間)

10. 審査委員会の設置期間は令和6年6月3日から業務完了までとする。

(その他)

11. その他審査委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。